

令和4年度

公共用水域及び地下水の
水質の測定に関する計画
(案)

令和4年3月

兵庫県

目 次

1	令和4年度公共用水域の水質測定計画	1
2	令和4年度公共用水域の水質測定計画表	8
3	機関別・項目別検体数一覧表	22
4	令和4年度地下水の水質測定計画	25
5	令和4年度地下水の水質測定計画表	32
6	調査区分別・機関別・項目別検体数一覧表	44
7	令和4年度水質測定地点図	47

令和4年度
公共用水域水質測定計画

令和4年度公共用水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の公共用水域の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観（油膜の目視調査を含む）、臭気、透視度、透明度、流量

(2) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩

(3) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS及びPFOA

(5) トリハロメタン生成能

クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの合計値

(6) 特殊項目

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

(7) その他の項目

塩化物イオン、塩素量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、陰イオン界面活性剤、一般細菌等

(測定地点)

- 2 測定地点は、別添「公共用水域の水質測定計画表」に掲げる河川 238 地点、湖沼 1 地点、海域 92 地点の 331 地点とする。

(測定回数)

- 3 測定回数は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目及び生活環境項目

ア 環境基準点及び重要な利水点においては、年間を通じ、月 1 日以上各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「通年調査」という）ものとする。

イ その他の測定地点においては、年間を通じ、原則年 4 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「一般調査」という。）ものとする。

ウ 環境基準点及びこれに準ずる地点においては、水質の日間変動、水利用を考慮して年間を通じ 1 日以上、各 1 日につき 2 時間間隔で 13 回採水分析する（以下「通日調査」という）ものとする。

(2) 健康項目

年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。このうち 1 日以上は、原則として全項目について実施する。

(3) 要監視項目、特殊項目及びその他の項目

年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。

(採水時期)

- 4 採水時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 河川

ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。

イ 低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

(2) 湖沼

ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。

イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。

(3) 海域

ア 採水日は、大潮時の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとする。

イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。

(採水地点及び採水方法)

- 5 採水地点及び採水方法は、原則として次のとおりとする。

(1) 河川

採水地点は原則として流心とし、水面から水深の 2 割程度の深さで採水するものとする。

(2) 湖沼

循環期には、表層から採水する。停滞期には、深度別に多層採水を行う。深度の区分は、5～10mごとを標準とする。

(3) 海域

表層（海面下0.5m）及び中層（同2m）の2層又は必要に応じて底層を含む3層から採水するものとする。

（測定方法）

- 6 測定方法は原則として別表－1に掲げる方法によるものとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果報告の際に特記するものとする。

（測定機関）

- 7 測定機関は別添「公共用水域の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

（緊急モニタリング）

- 8 災害が発生した場合等で公共用水域への汚染が懸念される場合にあっては、緊急的に健康項目を中心に調査を実施する。測定地点については、影響が及ぶと想定される地点を適宜選定し、測定回数については、流達時間を考慮し、適宜定める。

（測定結果）

- 9 測定結果は、採水月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、最終の3月に実施の測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、健康項目で環境基準値を超えたことが判明したときは、速やかに通報するものとする。

別表-1 測定方法(公共用水域)

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)	
一般項目	気温	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格7.2に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格8に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法	—	—	—	—
	臭気	規格10.1に定める方法	—	—	—	—
	透視度	規格9に定める方法	—	1	—	—
	透明度	海洋観測指針(気象庁編)に定める方法	—	0.1	—	—
	流量	原則として水質調査方法(昭和46年環水管第30号)又は日本産業規格K0094の8.4に定める方法	m ³ /sec	0.01	0.01	—
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	—	—	—	—
	DO	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	mg/L	0.5	0.5	—
	BOD	規格21に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
	COD(酸性法)	規格17に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
	SS	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法	mg/L	1	1	—
	大腸菌数	告示付表10に定める方法	CFU/100mL	1	1	—
	油分等	河川、湖沼にあっては規格24に定める方法 海域にあっては告示付表14に掲げる方法	mg/L	0.5	0.5	類型による
	全窒素	規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。)に定める方法 海域にあっては規格45.4又は、45.6(規格45の備考3を除く。)に定める方法	mg/L	0.05	0.05	—
	全燐	規格46.3(規格46の備考9を除く。)に定める方法	mg/L	0.003	0.003	—
	全亜鉛	規格53に定める方法	mg/L	0.001	0.001	—
	ノニルフェノール	告示付表11に掲げる方法	mg/L	0.00006	0.00006	—
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	告示付表12に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	—
	健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003
全シアン		規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
鉛		規格54に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
六価クロム		規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 日本産業規格K0170-7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
砒素		規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
総水銀		告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀		告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
PCB		告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
四塩化炭素		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
1,1,1-トリクロロエタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
トリクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
テトラクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
1,3-ジクロロプロペン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
チウラム		告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
シマジン		告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
チオベンカルブ		告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
ベンゼン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
セレン		規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	mg/L	0.055	0.055	10	
ふっ素	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1c(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法	mg/L	0.08	0.08	0.8	
ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1	
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05	

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)
クロロホルム	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006(健康) 0.0006(生物)	0.006(健康) 0.0006(生物)	0.06(健康) 類型による(生物)
トランス-1,2-ジクロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
1,2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
ダイアジン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
フェニトロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
オキシ銅	通知付表2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
クロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
ジクロロボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
フェノカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
クロロニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
トルエン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
キシレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
ニッケル	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	—
モリブデン	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.007	0.007	0.07
アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号。以下「通知2」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
クロロエチレン	通知2付表1に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
エピクロロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
全マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
ウラン	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
フェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管第031105001号。以下「通知3」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	類型による
ホルムアルデヒド	通知3付表2に掲げる方法	mg/L	0.003	0.003	
4-tert-オクチルフェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成25年3月27日付け環水大発第1303272号。以下「通知4」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	
アニリン	通知4付表2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	
2,4-ジクロロフェノール	通知4付表3に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	
PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号。)付表1に掲げる方法	ng/L	5	5	50
トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に定める方法	mg/L			
フェノール類	規格28.1に定める方法又はEPA準拠自動分析法(4-アミノアンチピリン法)	mg/L	0.01	0.01	—
銅	規格52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	—
鉄(溶解性)	規格57.2、57.3又は57.4に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
マンガン(溶解性)	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
クロム	規格65.1に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)	
その 他 の 項 目	塩化物イオン	規格35に定める方法又は自動分析法(チオンアン酸第二水銀-吸光光度法)	mg/L	1	1	—
	塩素量	海洋観測指針に定める方法	‰	0.1	0.1	—
	アンモニア性窒素	河川は規格42又は自動分析法(インドフェノール青法)、湖沼は上水試験方法、 海域は海洋観測指針に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
	亜硝酸性窒素	河川は規格43.1、湖沼は同上、海域は海洋観測指針又は水質化学分析法(三宅 康雄・北野康共著、地人書館)に定める方法	mg/L	0.005	0.005	—
	硝酸性窒素	河川は規格43.2又はEPA準拠自動分析法(Cd-Cu還元、ナフチルエチレンジアミ ン法)、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.05	0.05	—
	磷酸性磷	河川は規格46.1、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.01	0.01	—
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に定める方法又は自動分析法(メチレンブルー吸光光度法)	mg/L	0.01	0.01	—
	一般細菌	上水試験方法に定める方法又は水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69 号。以下「省令」という。)別表1-(4)に掲げる方法	個	1	1	—
	総硬度	上水試験方法に定める方法又は日本産業規格K0101の15.1.3 ICP発光分析法		1	1	—
	蒸発残留物	上水試験方法に定める方法又は規格14.2	mg/L	1	1	—
	色度	上水試験方法に定める方法	度	1	1	—
	濁度	上水試験方法に定める方法又は省令別表6-(2)に掲げる方法	度	1	1	—
	電気伝導率	規格13に定める方法	μ s/cm	1	1	—
	溶解性COD	メンブランフィルター(0.45 μ m)ろ過後、規格17に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
	クロロフィルa	海洋観測指針に定める方法又は上水試験方法20.2に定める方法	mg/m3	0.1	0.1	—
	プランクトン	海洋観測指針に定める方法				

令和4年度
地下水の水質測定計画

令和4年度地下水の水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の地下水の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の種類)

1 調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。地域の実情に応じて、年次計画を立てて、計画的に実施する調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに判明した、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施することとする。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための調査とする。

(4) 緊急モニタリング調査

地震等の災害発生等で、地域での地下水汚染が懸念される場合にあっては、その地域での発生源の状況等に基づき、調査項目、地点を適宜定めて地下水のモニタリング調査を実施する。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度

(2) 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロロニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

(4) その他の項目

pH、電気伝導率、塩化物イオン、大腸菌数、一般細菌

(5) 井戸の諸元項目

井戸の形式、使用目的、使用状況、ストレーナーの位置、地下水位、井戸深度等

(測定地域及び測定地点)

3 測定地域(メッシュ)及び測定地点は、別添「地下水の水質測定計画表」に掲げる概況調査98地域(メッシュ)98地点(井戸)、継続監視調査66汚染地区108地点とする。

※継続監視調査には複数メッシュにまたがる場合があるため汚染地区と表現している。

(測定回数)

4 測定回数は、年1回以上とする。

(測定方法)

5 測定方法は別表-2に掲げる方法によるものとする。

(測定機関)

6 測定機関は別添「地下水の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

(測定結果)

7 測定結果は、測定した月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより、電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、3月に実施した測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、環境基準値を超える値が検出された場合は、速やかに通報するものとする。

別表-2 測定方法(地下水)

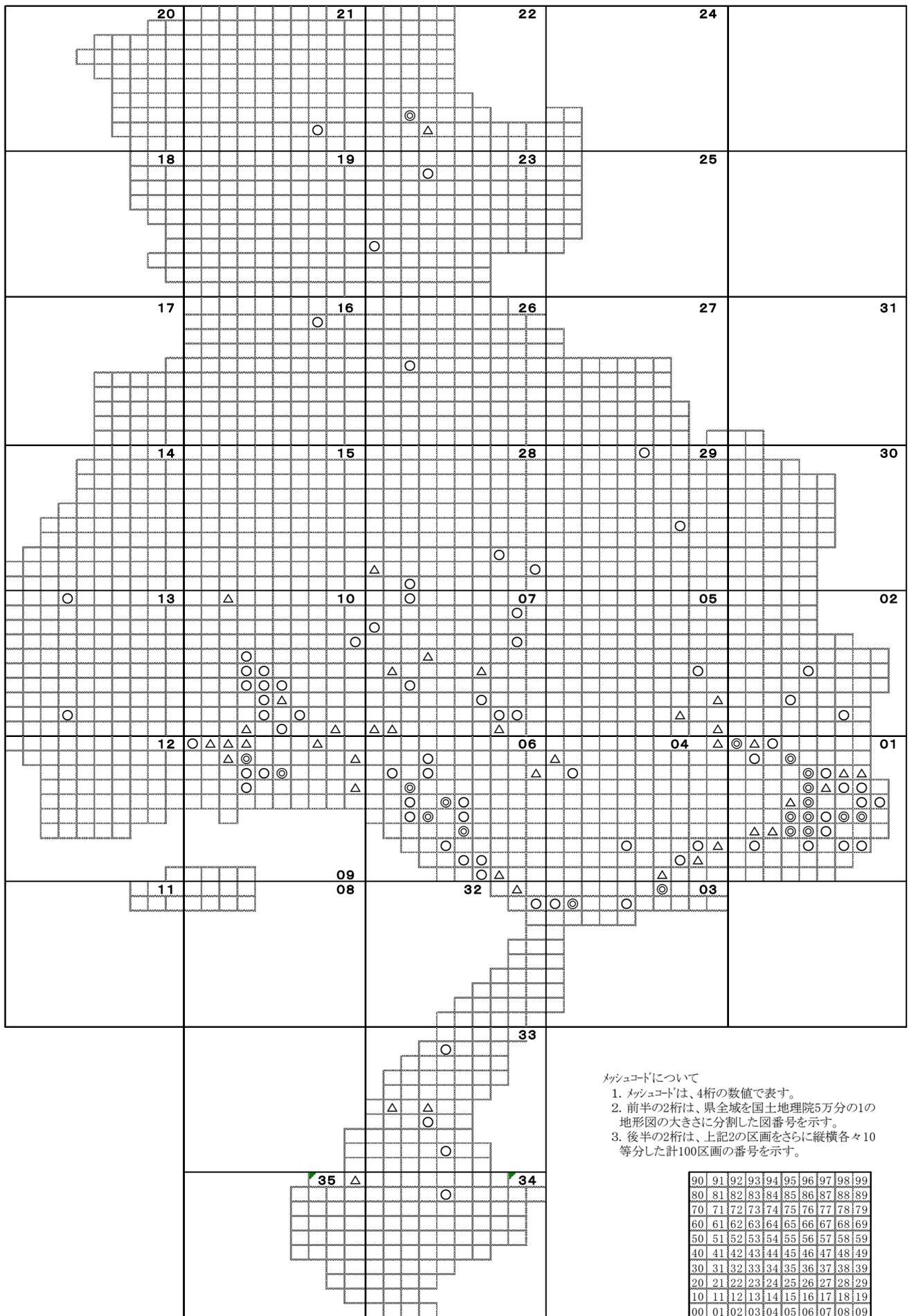
調査項目		測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値
一般項目	気温	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格7.2に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格8に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法		—	—	—
	臭気	規格10.1に定める方法		—	—	—
	透視度	規格9に定める方法		1	—	—
環境基準項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	全シアン	規格の38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格の38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。))付表1に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
	鉛	規格54に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	六価クロム	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 日本産業規格K0170-7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	クロロエチレン	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日付け環境庁告示第10号)付表に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和	mg/L	0.004	0.004	0.04
		シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格 K0125 の5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	mg/L	0.002	0.002	—
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格の43.1に定める方法	mg/L	0.055	0.055	10
ふっ素	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.08	0.08	0.8	
ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1	
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05	

(地下水)

要 監 視 項 目	クロホルム	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	1,2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	ダイアジン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
	フェントロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	オキシシン銅	通知付表第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	クロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
	プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	ジクロルボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	フェノプカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
	イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	クロルニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
	トルエン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
	キシレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.003	0.003	0.06
	ニッケル	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	—
	モリブデン	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.007	0.007	0.07
	アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号。以下「通知2」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	エビクロロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
	全マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
ウラン	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002	
PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号。)付表1に掲げる方法	ng/L	5	5	50	
そ の 他 の 項 目	pH	規格12.1に定める方法		—	—	—
	電気伝導率	規格13に定める方法	μS/cm	1	1	—
	塩化物イオン	規格35に定める方法	mg/L	1	1	—
	大腸菌数	告示付表10に定める方法	CFU/100mL	1	1	—
	一般細菌	上水試験方法に定める方法	個	1	1	—

様式2 井戸諸元調査表

メッシュコード		井戸 番号		調査 日時	年 月 日() 時 分				
天候		気温		水温		臭気		外観	
所有者									
所在地									
井戸の形式	1 手掘井戸 2 打込井戸 3 機械掘井戸 4 自噴・湧水 5 その他()								
井戸の設置年	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年								
取水施設	1 電動ポンプ 2 手押ポンプ 3 つるべ 4 自噴水 5 その他								
使用状況	1 毎日使用 2 時々使用 3 未使用 4 その他								
使用量又は人数	m ³ /日 人								
使用目的	1 水道水源 2 一般飲用 3 生活用水(洗濯・風呂・撒水・庭等水やり・営業用雑用水等) 4 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5 その他(農業用水・家庭菜園・不明・)								
地下水位等	地表よりの地下水位 m 井戸深度 m(実測・聴取) 採水方法(1 直接採水 2 蛇口採水等) 井戸区分(1 浅井戸 2 深井戸 3 その他)								
ストレーナー位置	No.1 m No.2 m No.3 m								
地下水変動 (水量・水位)	1 水量多い 2 季節によって枯れることがある 3 最近枯れやすくなった 4 その他の変化()								
水道普及度	1 上水道なし 2 上水道あり(水道が主) 3 上水道あり(地下水が主) 4 その他								
下水道普及度	1 下水道 2 単独浄化槽 3 合併浄化槽 4 汲み取り 5 その他								
井戸周辺の状況	1 住宅地 2 商業地 3 工業地 4 農地 5 その他								
周辺事業場等概要									



メッシュコードについて

1. メッシュコードは、4桁の数値で表す。
2. 前半の2桁は、県全域を国土地理院5万分の1の地形図の大きさに分割した図番号を示す。
3. 後半の2桁は、上記2の区画をさらに縦横各々10等分した計100区画の番号を示す。

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09

令和4年度地下水の水質測定地点図

- 1 概況調査メッシュ
- 2 継続監視調査(汚染地区)メッシュ
- 3 概況調査と継続監視調査(汚染地区)を兼ねるメッシュ

要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノバルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル		モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFOA・PFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数	
																									4	4	4	1	1		0167	51	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1	1	1	1	1	1	1	1	2222	51
																										1	1		1	1		0166	06
																										1	1		1	1		0216	02
																										1	1		1	1		0244	01
																										1	1		1	1		0471	10
																										1	1		1	1		0548	02
																										1	1		1	1		0624	08
																										1	1		1	1		0655	05
																										1	1		1	1		0662	08
																										1	1		1	1		0671	04
																										1	1		1	1		0717	09
																										1	1		1	1		0718	05
																										1	1		1	1		0726	06
																										1	1		1	1		0732	02
																										1	1		1	1		0768	06
																										1	1		1	1		0770	08
																										1	1		1	1		0792	02
																										1	1		1	1		0788	09
																										1	1		1	1		0990	01
																										1	1		1	1		1069	04
																										1	1		1	1		1313	01
																										1	1		1	1		1393	01
																										1	1		1	1		1687	01
																										1	1		1	1		2117	01
																										1	1		1	1		2330	03
																										1	1		1	1		2383	01
																										1	1		1	1		2652	01
																										1	1		1	1		2802	01
																										1	1		1	1		2819	04
																										1	1		1	1		2827	08
																										1	1		1	1		2947	02
																										1	1		1	1		2995	01
																										1	1		1	1		3314	04
																										1	1		1	1		3333	01
																										1	1		1	1		3384	04
																										1	1		1	1		3484	01

要 監 視 項 目																	そ の 他					井戸番号													
クロロホルム	1,2-ジクロロロプロパン	P-ジクロロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノバルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン		全マンガ	ウラン	PFOA・PFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数			
																										1	1		1	1		0121	43		
																											1	1		1	1		0428	01	
																											1	1		1	1		0417	54	
																											1	1		1	1		0396	73	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0396	69		
																											1	1		1	1		0384	02	
																											1	1		1	1		0381	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3299	02		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0424	02		
																											1			1	1		1016	10	
																											1			1	1		1035	10	
																											1			1	1		1005	20	
																											1			1	1		0975	10	
																											1			1	1		1044	10	
																											1			1	1		1034	10	
																											1			1	1		1024	10	
																											1			1	1		1014	10	
																											1			1	1		0974	10	
																											1			1	1		1053	10	
																											1			1	1		1043	10	
																											1			1	1		1033	10	
																											1			1	1		0983	20	
																											1			1	1		0973	10	
																											1			1	1		0963	11	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0126	05	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0127	01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0145	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0146	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0147	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0157	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0158	01	
																												1	1		1	1		0380	51
																												1	1		1	1		0606	01
																												1	1		1	1		0615	01
																												1	1		1	1		0616	03
																												1	1		1	1		3289	01

要 監 視 項 目																	そ の 他					井戸番号													
クロロホルム	1,2-ジクロロロベンゼン	P-ジクロロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン		全マンガ	ウラン	P F O S ・ P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0124 07		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0133 06		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0133 35		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0134 16		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0135 05		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0143 25		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0144 19		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0154 12		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0154 18		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0181 04		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0190 04		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0192 03		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0635 11		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0642 01		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0643 08		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0645 04		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0652 03		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0654 02		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0673 02		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0683 03		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0164 58		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0175 08		
																																		0183 54	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0174 08		
																																			0223 01

要 監 視 項 目														そ の 他			井戸番号																	
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン		フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFO S 及び PFOA	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数		
																										1	1			1	1	2213	52	
																																	2222	51
																										1	1						0132	12
																										1	1						0165	54
																										1	1						0165	57
																										1	1						0176	02
																										1	1						0177	04
																										1	1						0177	08
																										1	1						0480	02
																										1	1						0635	12
																																	0662	08
																										1	1						0679	01
																										1	1						0679	07
																										1	1						0707	07
																										1	1						0746	03
																										1	1						0746	04
																										1	1						0746	07
																										1	1						0753	02
																										1	1						0991	01
																										1	1						0991	10
																										1	1		1	1			1032	37
																										1	1						1092	01
																										1	1						1092	04
																										1	1						2810	12
																										1	1						2810	06
																										1	1						2810	11
																										1	1		1	1			3341	05
																										1	1		1	1			3343	01
																										1	1		1	1			3599	04
																										1	1						0131	25
																									1	1	1					0429	06	
																										1	1						0418	04
																										1	1	1					0406	19
																										1	1	1					0396	06
																										1	1	1					0381	04
																										1	1						0529	03
																										1	1						0517	01
																										1			1	1			0700	07
																										2			2	2			0701	07
																										1			1	1			1045	02
																										1							0969	08
																										1							0969	51
																										1							0989	08
																										2			2	2			0989	10
																										2							0997	54
																										2							1008	58
																										1							0741	08
																										1							0975	09
																										1							0975	52
																																	0146	02
																										1		1					0147	03

令和4年度地下水質測定計画表(継続監視調査)

井戸番号	市町名	4年度調査区分	測定機関	環境基準項目																															
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	C	B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン		
0607 01	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
0607 03	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
0607 04	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
0635 05	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
3298 02	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
3298 03	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
3298 04	明石市	継続	明石市												2	2	2	2	2	2	2	2													
0133 27	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1										1		
0133 35	西宮市	継続	西宮市			1		4																											
0133 36	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0133 37	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0134 11	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1	1										1	
0134 12	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0143 05	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1												
0143 12	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0143 15	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0144 12	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0144 16	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1	1										1	
0144 19	西宮市	継続	西宮市																																1
0153 03	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0154 12	西宮市	継続	西宮市																																1
0154 13	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0154 15	西宮市	継続	西宮市											4		4	4	4	4	4	4	4	4												
0154 18	西宮市	継続	西宮市																																1
0154 19	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0154 20	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0154 21	西宮市	継続	西宮市			1		1						1		1	1					1	1											1	
0164 01	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1											1	
0164 06	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1											1	
0164 07	西宮市	継続	西宮市											4		4	4	4	4	4	4	4	4												
0183 03	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1											1	
0190 04	西宮市	継続	西宮市																																1
0191 04	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1												1
0499 04	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1											1	
0509 02	西宮市	継続	西宮市											1		1	1					1	1											1	
0635 08	加古川市	継続	加古川市												1	1	1	1	1	1	1	1													
0635 11	加古川市	継続	加古川市												1	1	1	1	1	1	1	1													
0643 03	加古川市	継続	加古川市											1		1	1	1	1	1	1	1													
0643 04	加古川市	継続	加古川市			1		1						1		1	1	1	1	1	1	1													
0643 06	加古川市	継続	加古川市			1		1						1		1	1	1	1	1	1	1													
0643 08	加古川市	継続	加古川市			1		1						1		1	1	1	1	1	1	1													
0654 02	加古川市	継続	加古川市			1								1		1	1	1	1	1	1	1												1	
0654 04	加古川市	継続	加古川市			1									1		1	1	1	1	1	1												1	
0164 58	宝塚市	継続	宝塚市																															1	
0164 59	宝塚市	継続	宝塚市																															1	
0174 08	宝塚市	継続	宝塚市																															1	
0183 52	宝塚市	継続	宝塚市																																1

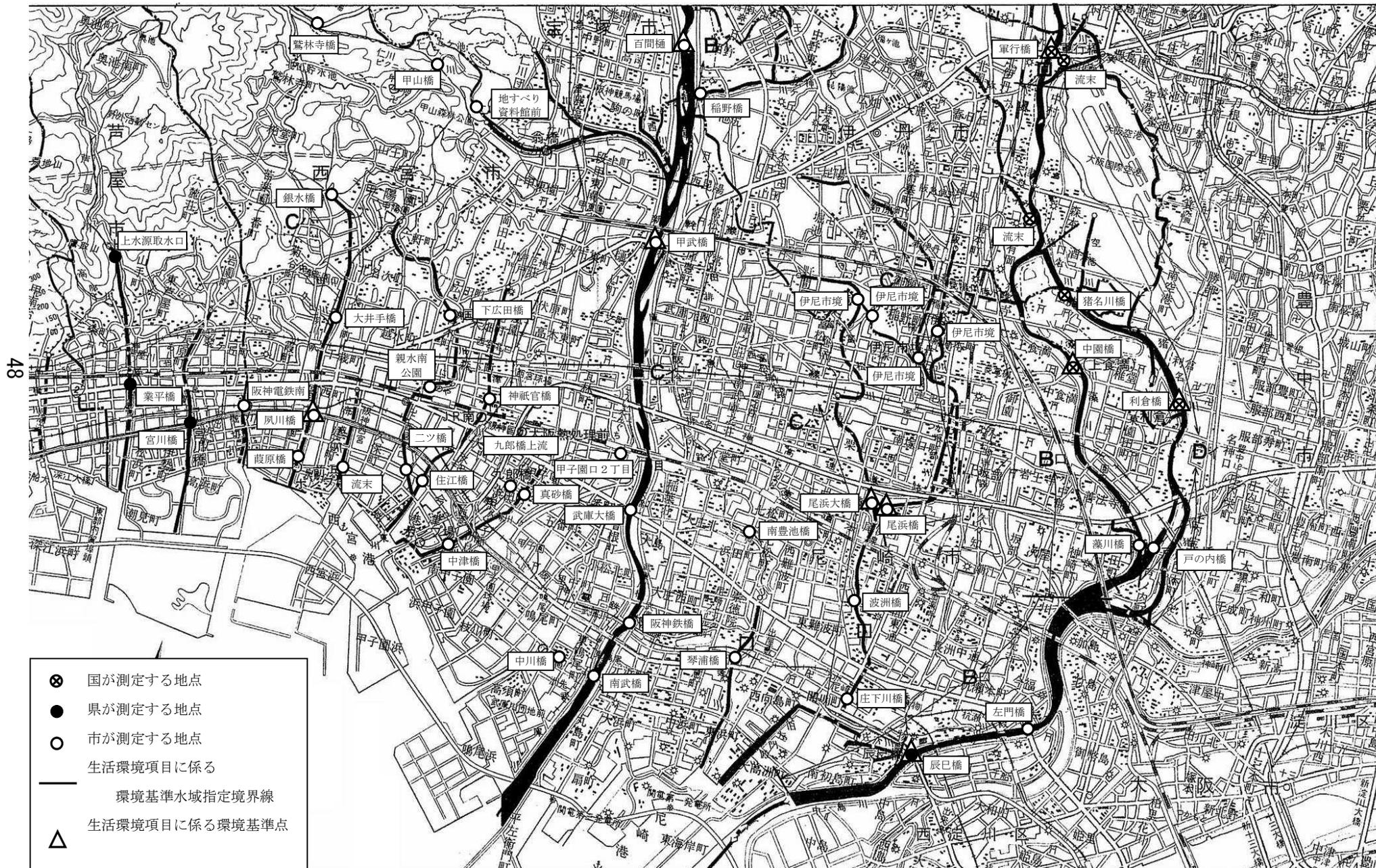
要 監 視 項 目														そ の 他				井戸番号																			
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノプロカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル		ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFO S 及び PFOA	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イオン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数					
																									2	2					0607	01					
																										2	2					0607	03				
																										2	2					0607	04				
																										2	2					0635	05				
																										2	2					3298	02				
																										2	2					3298	03				
																										2	2					3298	04				
																							1	1	1	1							0133	27			
																							1	1	3	3							0133	35			
																							1	1	1	1							0133	36			
																							1	1	1	1							0133	37			
																							1	1	1	1							0134	11			
																							1	1	1	1							0134	12			
																										1	1							0143	05		
																							1	1	1	1							0143	12			
																							1	1	1	1							0143	15			
																							1	1	1	1							0144	12			
																							1	1	1	1							0144	16			
																							1	1	1	1							0144	19			
																							1	1	1	1							0153	03			
																																		0154	12		
																							1	1	1	1							0154	13			
																										4	4							0154	15		
																							1	1	1	1							0154	18			
																							1	1	1	1							0154	19			
																							1	1	1	1							0154	20			
																							1	1	1	1							0154	21			
																										1	1							0164	01		
																										1	1							0164	06		
																										4	4							0164	07		
																										1	1										
																													1						0190	04	
																													1	1					0191	04	
																										1	1							0499	04		
																										1	1	1	1					0509	02		
																										1	1							0635	08		
																																		0635	11		
																										1	1							0643	03		
																										1	1							0643	04		
																										1	1							0643	06		
																																		0643	08		
																																		0654	02		
																																		0654	04		
																																		0164	58		
																									1	1							0164	59			
																									1	1							0174	08			
																									1	1							0183	52			

要 監 視 項 目															そ の 他					井戸番号																					
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノプロカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン		アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFO5及びPFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数									
																																	0982	02							
																																		0983	03						
																																			0992	02					
																																				0992	06				
																																					0992	08			
																																						0992	10		
																																							0992	11	
																																							0993	01	
																																								1003	01

クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン	クロロタロニル	プロピザミド	要 監 視 項 目										そ の 他										合 計								
										EPN	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFO5及びPFOA	計	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オン	硝 酸 性 窒 素		亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 群 数	一 般 細 菌 数					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	0	35	35	0	0	140	1,119	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75	9	9	0	9	9	0	0	36	354		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	15	15	0	0	45	465		
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	168	7	0	7	7	7	7	7	42	392		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0	20	160		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	291	12	12	12	11	12	0	0	59	668		
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	200	8	8	0	0	0	0	0	16	417		
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75	5	5	0	5	5	0	0	20	231		
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	30	26	28	827	101	79	24	89	90	8	8	399	3,871	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	8		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	0	5	5	0	0	64	197		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	8	0	0	0	0	0	16	33		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	6	6	0	0	28	54		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	16		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	28	140		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	2	19	31	31	0	3	2	0	0	67	305	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	8	71		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	6	14		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	6	19	105	88	2	14	13	1	1	224	863	
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	47	28	34	818	206	167	26	103	103	9	9	623	4,706	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	5	5	5	2	2	1	1	21	64		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	0	35	35	0	0	140	1,120		
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	9	72	9	9	0	9	9	0	0	36	346	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	7	0	0	21	217		
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	161	7	0	7	7	7	7	7	42	385	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0	20	160		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	288	12	12	12	12	12	0	0	60	671	
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	192	8	8	0	0	0	0	0	16	409	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	72	5	5	0	5	5	0	0	20	228	
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	33	26	30	802	93	79	24	82	82	8	8	376	3,600
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	8		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	28	0	6	6	0	0	68	207		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	6	22		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	6	6	0	0	30	64		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	16		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	11	32	32	0	2	2	0	0	68	273	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	12	82	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	8	17	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	11	107	88	2	14	14	1	1	227	854	
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	43	27	30	813	200	167	26	96	96	9	9	603	4,454		

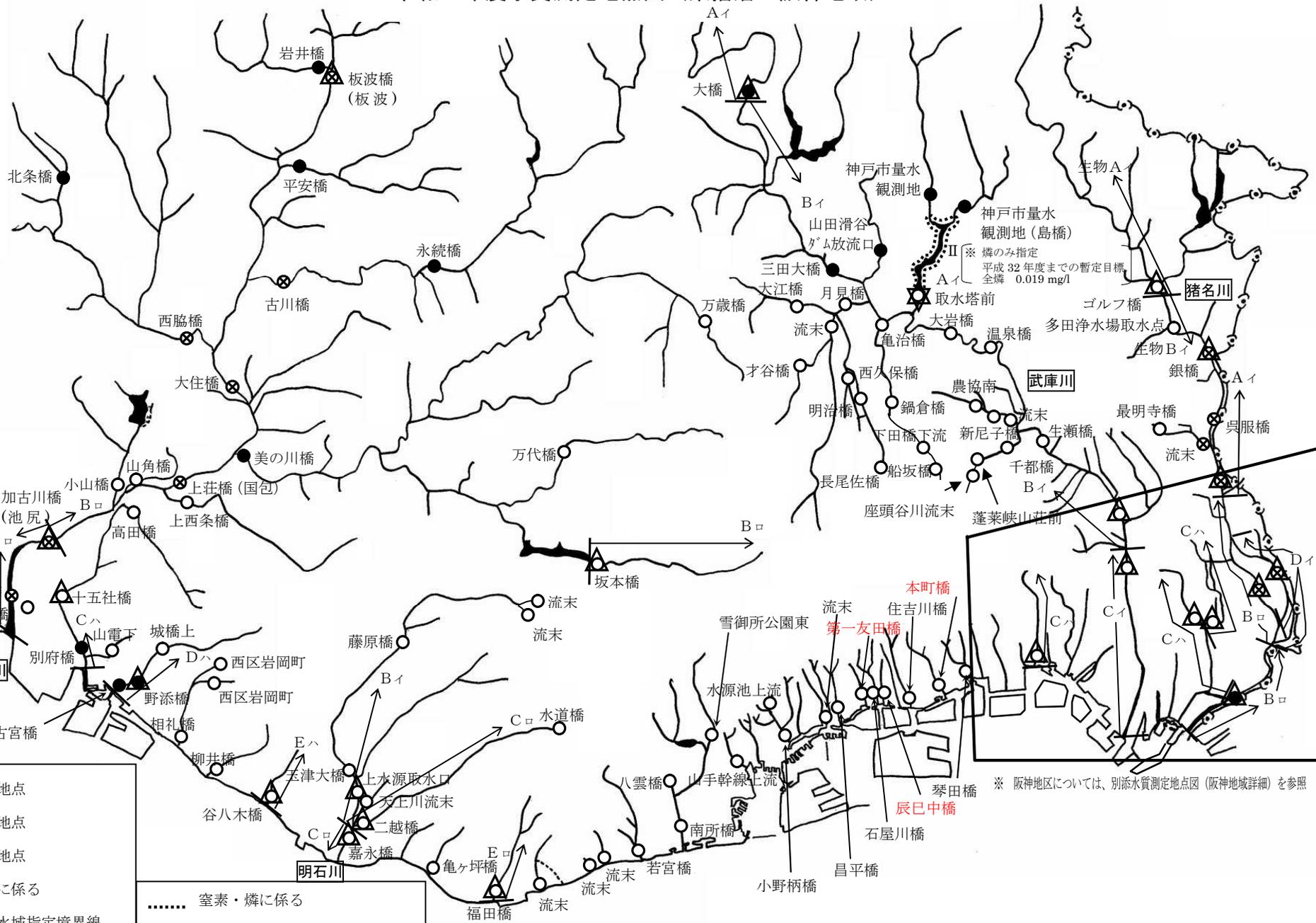
令和 4 年度
水質測定地点図

令和4年度水質測定地点図（阪神地域詳細）



令和4年度水質測定地点図（東播磨～阪神地域）

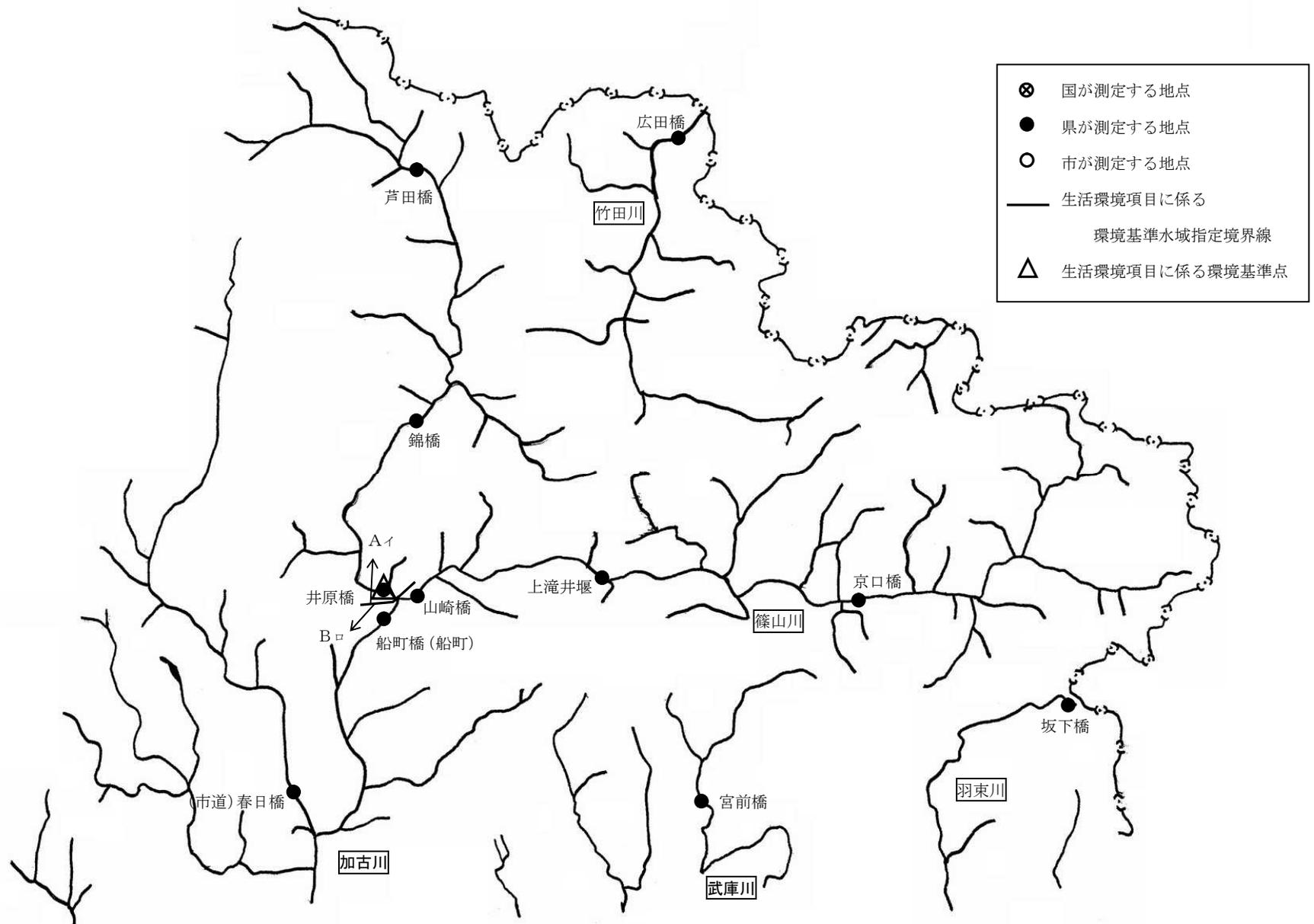
49



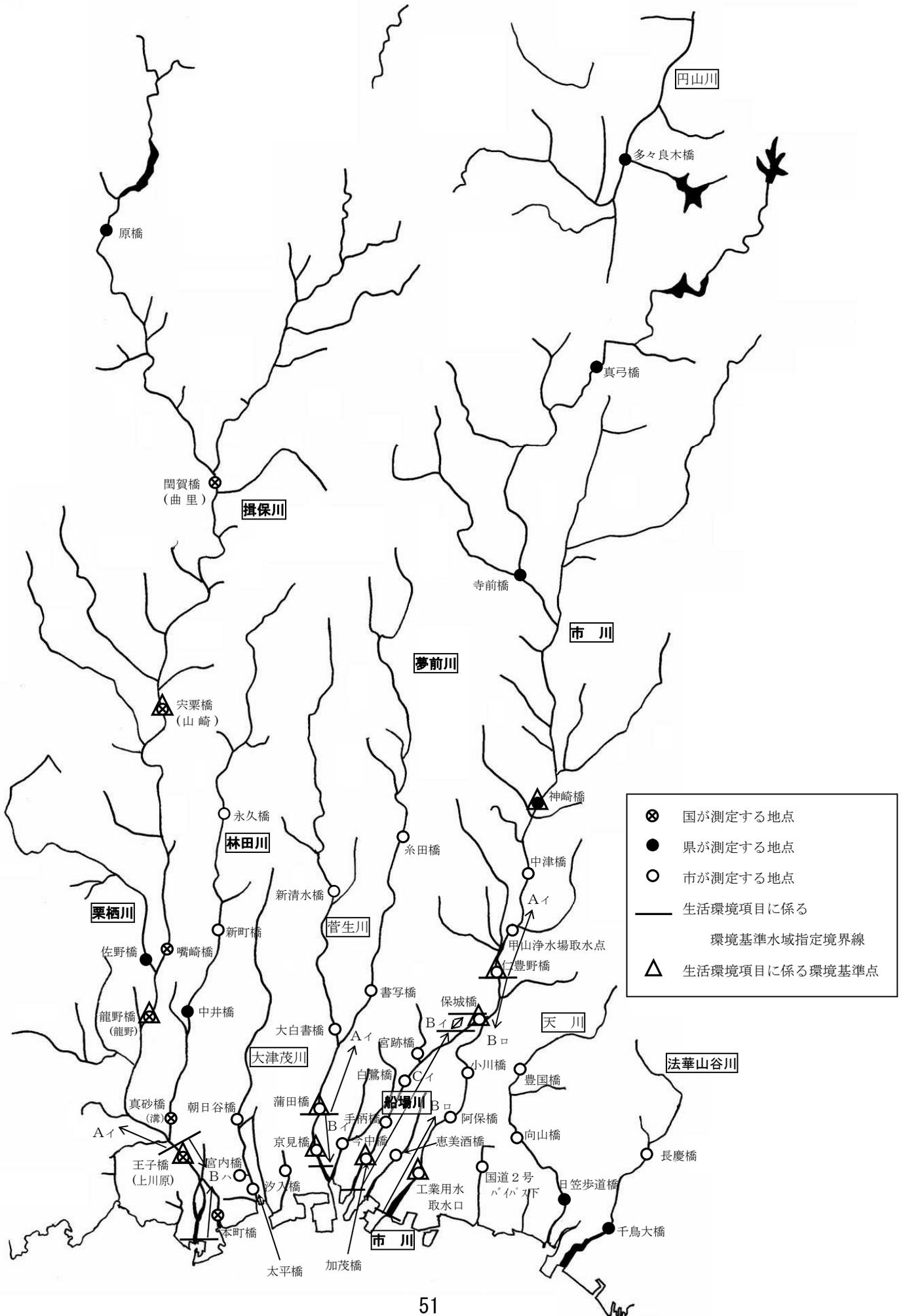
⊗	国が測定する地点
●	県が測定する地点
○	市が測定する地点
—	生活環境項目に係る
.....	窒素・燐に係る
△	生活環境項目に係る環境基準点
▽	生活環境項目に係る環境基準点

※ 阪神地区については、別添水質測定地点図（阪神地域詳細）を参照

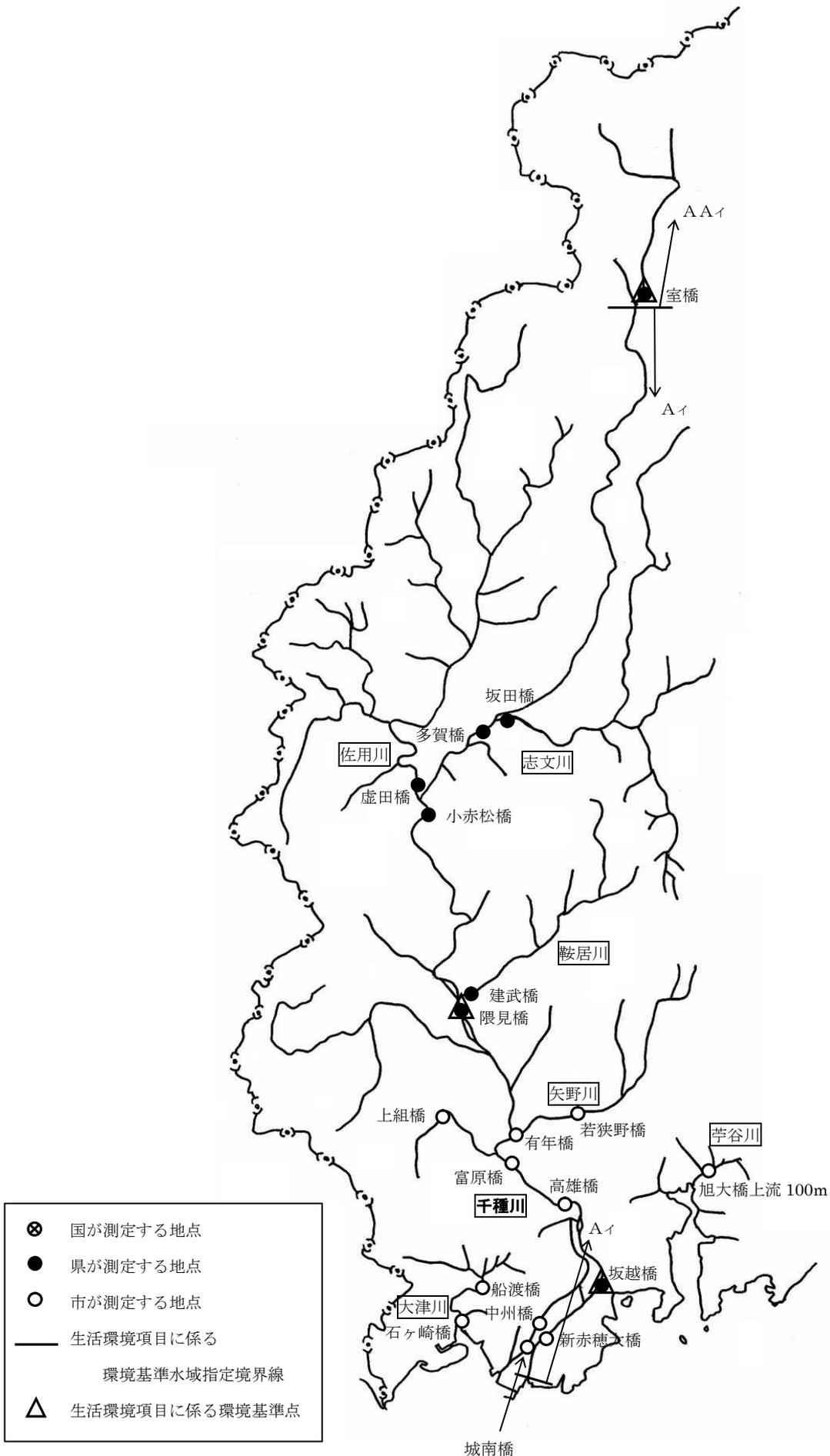
令和4年度水質測定地点図（丹波地域）



令和4年度水質測定地点図（中播磨地域）



令和4年度水質測定地点図（西播磨地域）



令和4年度水質測定地点図（但馬地域）

香美町無南垣沖 豊岡市浜須井沖 豊岡市冠島沖

豊岡市津居山沖

新温泉町鬼門崎

清富橋

油良橋

佐津川橋

竹野新橋

港大橋

津居山港内

用土橋

岸田川

温泉橋

春來川

田尻橋

矢田川

佐津川

竹野川

円山川

結和橋

立野大橋（立野）

天神橋

上ノ郷橋（府市場）

堀川橋（弘原）

稲葉川

尾川橋

出石川

花口橋（高橋）

細野橋

上小田橋

諏訪橋

小城橋

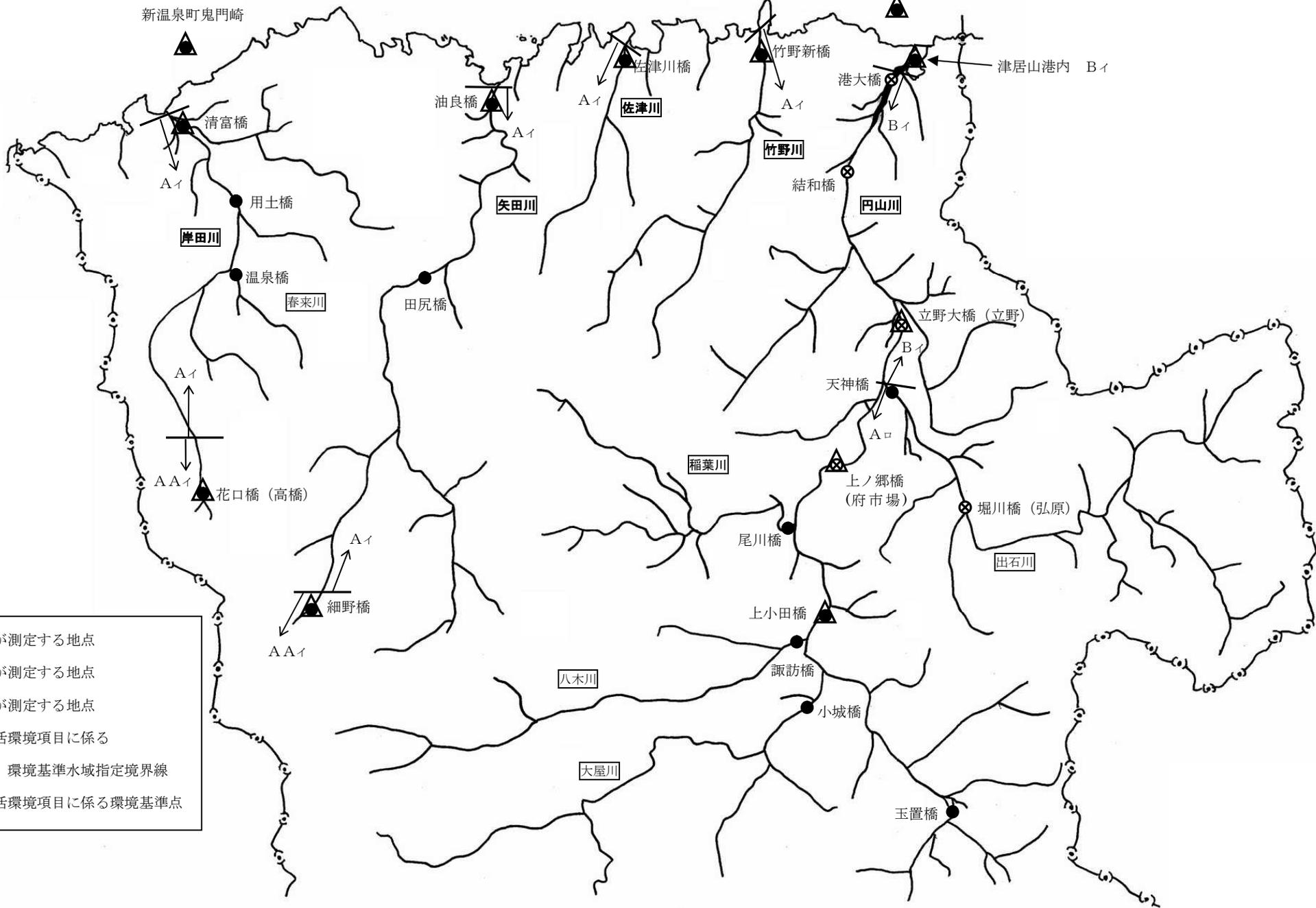
八木川

大屋川

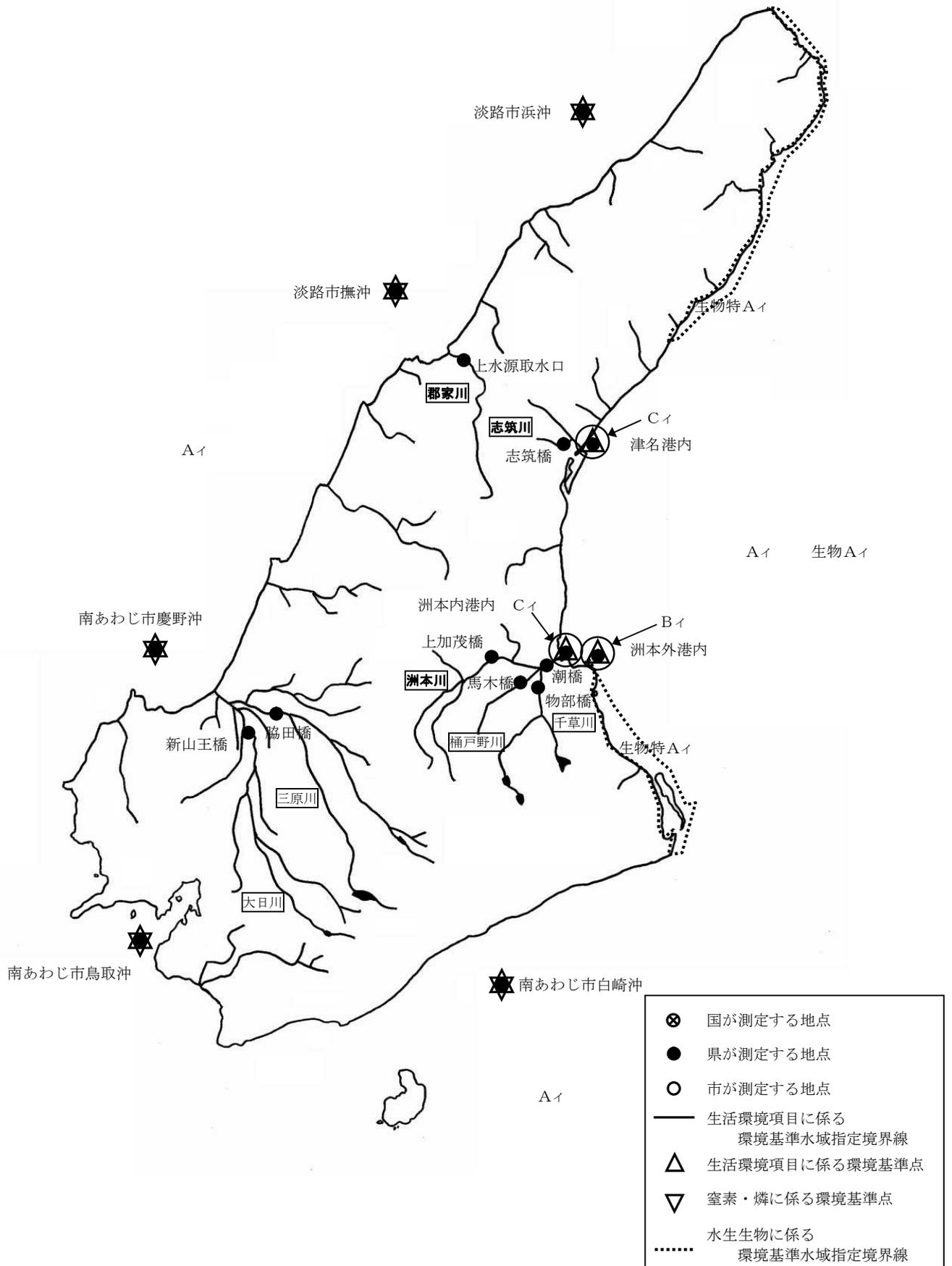
玉置橋

53

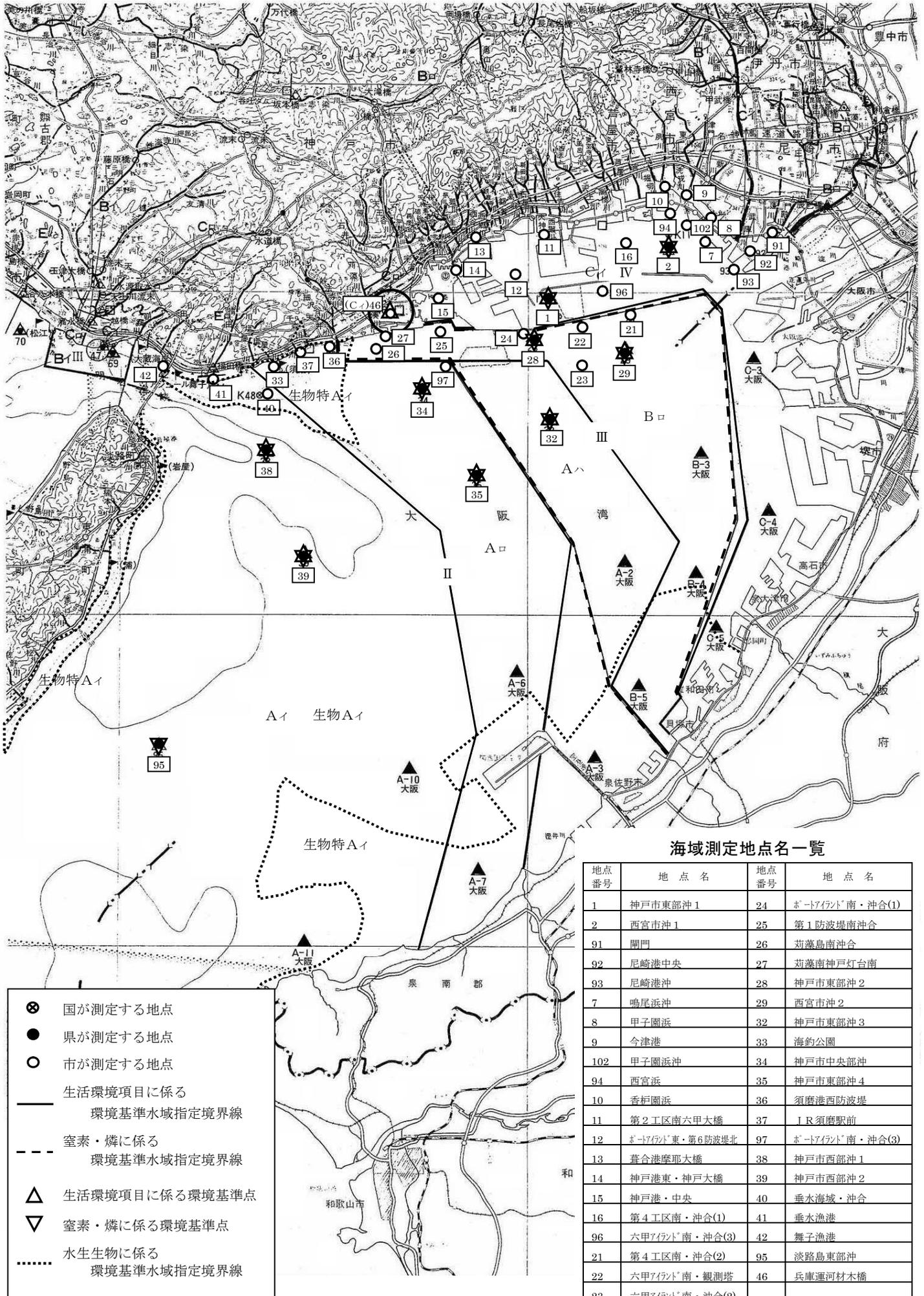
⊗	国が測定する地点
●	県が測定する地点
○	市が測定する地点
—	生活環境項目に係る 環境基準水域指定境界線
▲	生活環境項目に係る環境基準点



令和4年度水質測定地点図（淡路地域）



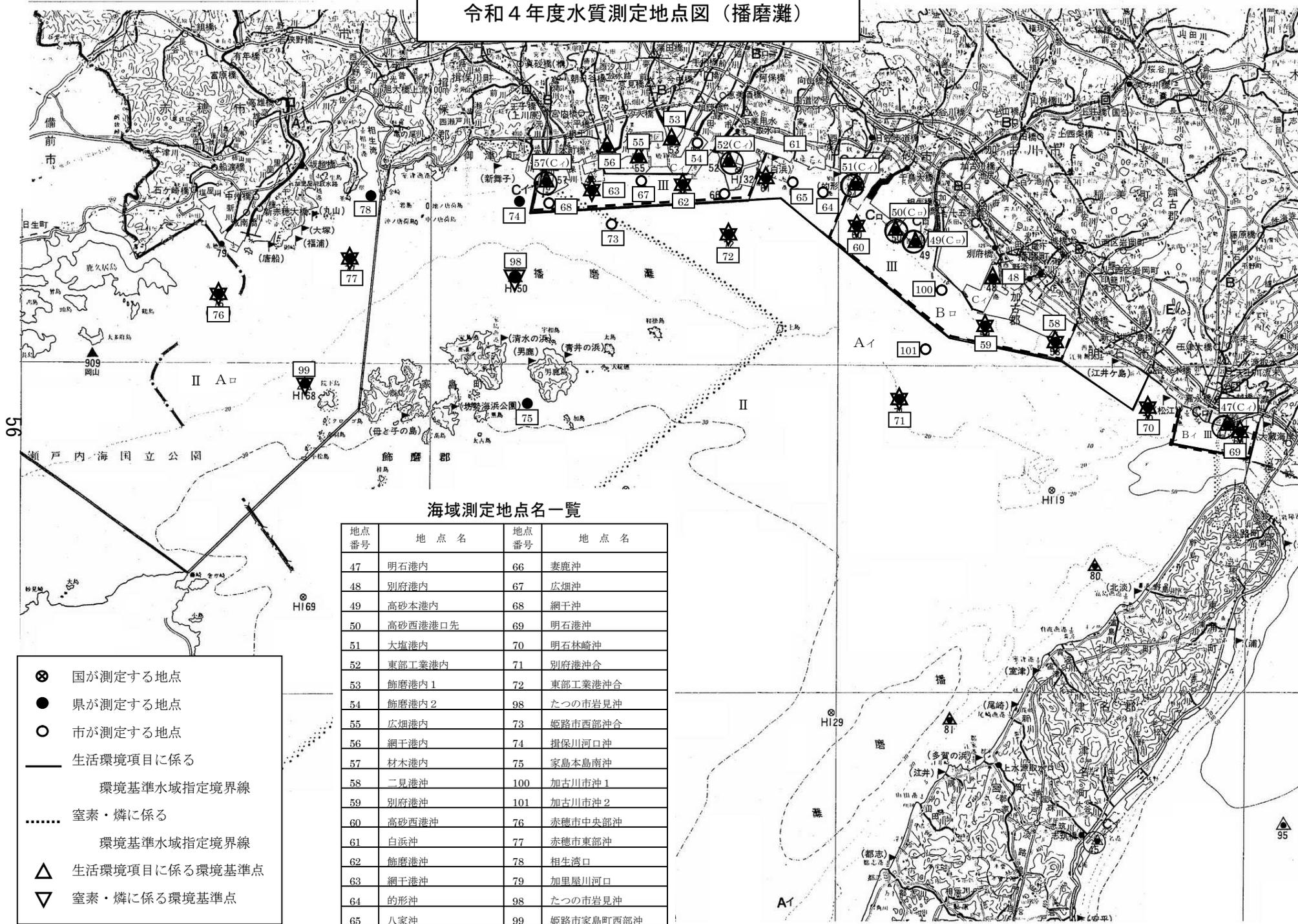
令和4年度水質測定地点図（大阪湾）



海域測定地点名一覧

地点番号	地点名	地点番号	地点名
1	神戸市東部沖1	24	ポートランド南・沖合(1)
2	西宮市沖1	25	第1防波堤南沖合
91	開門	26	苅藪島南沖合
92	尼崎港中央	27	苅藪南神戸灯台南
93	尼崎港沖	28	神戸市東部沖2
7	鳴尾浜沖	29	西宮市沖2
8	甲子園浜	32	神戸市東部沖3
9	今津港	33	海釣公園
102	甲子園浜沖	34	神戸市中央部沖
94	西宮浜	35	神戸市東部沖4
10	香榎園浜	36	須磨港西防波堤
11	第2工区南六甲大橋	37	IR須磨駅前
12	ポートランド東・第6防波堤北	97	ポートランド南・沖合(3)
13	葦合港摩耶大橋	38	神戸市西部沖1
14	神戸港東・神戸大橋	39	神戸市西部沖2
15	神戸港・中央	40	垂水海域・沖合
16	第4工区南・沖合(1)	41	垂水漁港
96	六甲ランド南・沖合(3)	42	舞子漁港
21	第4工区南・沖合(2)	95	淡路島東部沖
22	六甲ランド南・観測塔	46	兵庫運河材木橋
23	六甲ランド南・沖合(2)		

令和4年度水質測定地点図（播磨灘）



海域測定地点名一覧

地点番号	地点名	地点番号	地点名
47	明石港内	66	妻鹿沖
48	別府港内	67	広畑沖
49	高砂本港内	68	網干沖
50	高砂西港港口先	69	明石港沖
51	大塩港内	70	明石林崎沖
52	東部工業港内	71	別府港沖合
53	飾磨港内1	72	東部工業港沖合
54	飾磨港内2	98	たつの市岩見沖
55	広畑港内	73	姫路市西部沖合
56	網干港内	74	揖保川河口沖
57	材木港内	75	家島本島南沖
58	二見港沖	100	加古川市沖1
59	別府港沖	101	加古川市沖2
60	高砂西港沖	76	赤穂市中央部沖
61	白浜沖	77	赤穂市東部沖
62	飾磨港沖	78	相生湾口
63	網干港沖	79	加里屋川河口
64	的形沖	98	たつの市岩見沖
65	八家沖	99	姫路市家島町西部沖

- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る
- 環境基準水域指定境界線
- 窒素・燐に係る
- 環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点
- ▽ 窒素・燐に係る環境基準点